

いちき串木野市自治基本条例 運用状況点検結果報告書

【対象条文：第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条】

令和 6 年 10 月

いちき串木野市自治基本条例推進審議会

1、点検結果の報告に当たって

いちき串木野市自治基本条例推進審議会（以下「審議会」という。）では、市民と行政が協働して取り組む「共生・協働のまちづくり」を具体化していくため、表紙に記載された対象条文について、令和6年10月に開催された審議会にて、いちき串木野市自治基本条例の点検を行い、報告書を作成した。報告書に記載された意見等については、市に改善を求める意見だけでなく、今後の行政運営のヒントとなる意見もあると思われるので、しっかり受け止めていただき、市から率先して自治基本条例の理解を深めるとともに、市民への周知に努めていただければ幸いである。

2、自治基本条例運用状況の点検方法、点検結果及び審議会からの意見

（1）点検方法

ア 点検対象

表紙記載の対象条文のとおり

イ 点検の視点

市の関係課から提出された自治基本条例運用状況点検シートについて、次の視点で審議会において点検を行った。

（ア）各条文の内容が実施されているか否かという形式的な視点（要件）

（イ）取組事項の内容や方法が各条文の趣旨を実現するものとして適切か否かという実質的な視点（効果）

（2）審議会からの意見

審議会での各委員の意見を取りまとめ、意見を付した。

（3）審議会としての評価

市が各条文に関連して取り組んだ事項について、各委員からの意見を踏まえ、「妥当」、「概ね妥当」、「必ずしも十分でない」、「不十分」の4段階で、審議会としての評価（外部評価）を行った。

(計画策定等への市民参画)

第 17 条 市は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に当たっては、その手続を公表し、市民の意見を求めるよう努めます。

2 市は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、市民の意見を求めます。

3 市は、前2項の規定により提出された意見について、その意見に対する市の考え方を明らかにします。

点検項目 他の計画の状況、パブリックコメントの状況	担当課	課題	今後の取組	内部評価 ※次の4つのいずれかに○を付ける
○第四次行政改革大綱（推進期間：R3～R7） ・令和2年度に次期計画の見直し作業を実施。行財政改革推進本部会議（市長を長とする内部会議）を4回、行政改革推進委員会（公募委員2名を含めた外部委員14名で構成される会議）を3回開催し、大綱案を作成した。 ・令和2年12月1日～28日まで、約1か月間、大綱案を市のホームページ、広報紙を通じてパブリックコメントを実施し、1人から10件の意見があった。	総務課	行政改革大綱の策定については、当初は平成16年度の国の指針に基づく要請により策定したが、現在は、新たな大綱の策定要請はない。令和6年1月1日現在、県内19市中、新たな大綱を策定していない市が7市（薩摩川内、霧島、志布志、奄美、伊佐、枕崎、指宿）あり、新たな大綱の策定が多くの時間と労力を要することが課題である。	次期大綱の策定については、他市の状況を見ながら検討する。	・妥当 ・<u>概ね妥当</u> ・必ずしも十分でない ・不十分

○いちき串木野市第2次総合計画後期基本計画 (令和4年2月策定) ・パブリックコメント (令和3年12月実施) ・意見 0件 ○いちき串木野市多文化共生推進プラン (令和4年3月策定) ・パブリックコメント (令和4年2月～3月実施) ・意見 1件 ・回答 1件 ○いちき串木野市男女共同参画基本計画 (令和5年3月策定) ・パブリックコメント (令和5年1月～2月実施) ・意見 1件 ・回答 1件	企画政策課	特になし	・計画策定の際は、市民の意見を求め、反映させるよう努める。	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
○いちき串木野市第2次環境基本計画 (令和3年3月策定) ・パブリックコメント (令和3年2月15日～3月15日実施) ・意見 6件 ・回答 6件	市民生活課	特になし	今後も継続して実施	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
○地域福祉計画 (令和5年3月策定) ・パブリックコメント (令和5年2月実施) ・意見 0件	福祉課	特になし	今後も継続して行う	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分

○障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 (令和6年3月策定) ・パブリックコメント (令和6年1月～2月実施) ・意見 0件				
○高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 (令和6年3月策定) ・パブリックコメント (令和6年1月10日～1月24日) ・意見 0件	長寿介護課	特になし	今後も継続して実施	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
○第3期いちき串木野市子ども・子育て支援事業計画(令和7年3月策定予定) ・パブリックコメント (令和6年12月実施予定) ・会議の開催 年5回程度実施予定	子どもみらい課	特になし	今後も継続して実施	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
○国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)(令和6年3月策定) ○国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画 (令和6年3月策定) ・パブリックコメント (令和6年1月～2月実施) ・意見 0件	健康増進課 (保険給付係)	特になし	次期計画改定時も継続してパブリックコメントを実施する。	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分

○第2次いちき串木野市いのち支える自殺対策計画（令和6年3月策定） ・パブリックコメント（令和5年12月実施） ・意見 0件	健康増進課 （健康増進係）	特になし	今後も継続して実施	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
○いちき串木野市地域公共交通計画（令和6年3月策定） ・市民アンケート調査 市民3,200人に依頼、1,303人の回答（回答率：40.7%） ・地区まちづくり協議会ヒアリング調査 ・地区意見交換会（R6.2.13～28） ワーキンググループ形式で実施 7地区89人の参加 ・パブリックコメントの実施（R6.2.7～20） 意見1件、回答1件（市HPで公表）	水産商工課	特になし	今後も継続して実施	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
○地球温暖化対策実行計画区域施策編（令和6年3月策定） ・パブリックコメント（令和5年12月～令和6年1月実施） ・意見 1件 ・回答 1件	産業立地課	特になし	計画に基づき施策を推進する。	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分

○いちき串木野市教育振興基本計画 ・委員への意見聴取	社会教育課	計画が幅広く、多岐にわたるため、意見を聴取するのに苦慮する	委員の部門ごとに意見を聴取する。 文化協会は文化部門など	・妥当 ☐ 概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
○いちき串木野市新水道ビジョン （令和元年6月策定） ・パブリックコメント （平成30年12月～平成31年1月） ・意見 0件 ○下水道事業経営戦略（令和3年3月策定） ・パブリックコメント （令和3年3月9日～令和3年3月22日） ・意見 0件	上下水道課	特になし	今後も継続して実施	・妥当 ☐ 概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分

審議会からの意見	・自殺対策計画は自己評価が「概ね妥当」となっているが、一生懸命頑張っているのも「妥当」でもよい。 ・パブリックコメントが0件というのがすごく多いので、市役所の方から市民を巻き込んで積極的にパブリックコメントをするようにPRを強化してほしい。水産商工課の地域公共交通計画は市民アンケートを取ったり意見交換会を行ったりと一生懸命頑張っているという印象である。			
審議会としての評価 （外部評価）	☐ 妥当 ☒ 概ね妥当 ☐ 必ずしも十分でない ☐ 不十分			

(審議会等への市民参画) 第 18 条 市は、審議会その他附属機関(以下「審議会等」という。)の委員に、審議会等の目的や性質を考慮し、公募の委員を加えるよう努めます。 2 市は、審議会等の意見を市政運営に反映するよう努めます。 3 審議会等は、原則として公開するものとします。ただし、法令等に定めがあるものや個人情報等に関する事項で審議会等が非公開とする場合は除きます。				
点検項目 公募委員の募集状況及び参画状況	担当課	課題	今後の取組	内部評価 ※次の4つのいずれかに ○を付ける
(別表 自治基本条例第 18 条関係) いちき串木野市附属機関等一覧表にて各課で点検を行う。	全課	—	審議会等の目的や性質を考慮しながら、公募委員の増員に努める	—
○いちき串木野市地域ケア会議 ○いちき串木野市老人ホーム入所判定委員会 ○いちき串木野市介護認定審査会 ○いちき串木野市地域包括支援センター運営協議会 ○いちき串木野市地域密着型サービス運営委員会 ○いちき串木野市介護保険事業計画策定・評価委員会	長寿介護課	— — — 公募は行っていないが、第 1 号被保険者や利用者(4 名)は介護サービス事業所の推薦としている 公募枠 2 名に対し1名の応募しかなかった	個人情報を取扱う専門的な会で公募や公開はできない 審議会等の目的や性質を考慮しながら、公募委員の確保に努める	—

○いちき串木野市教育委員会行政評価会議 ・公募はしていないが、市女性連、青少年育成推進員、教育行政経験者、市内学校長、小・中学校保護者の5人に委員として参画していただいている。 ・設置要綱では、「委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。」としている。	教育総務課	教育行政に関する知識がある人材が適任と考えるが、人選に苦慮している。	公募を検討する。	—
○いちき串木野市教育支援委員会 ・公募はしていないが、学識経験者（医師会推薦者）、教育行政関係者、市内学校長、小・中学校教諭、県立特別支援学校教諭の15人に委員として委嘱している。 ・設置要綱では、「委員は、学識経験者、小・中学校長及び特別支援学級担当教諭、関係行政機関の職員、その他教育委員会が認める者のうちから教育委員会が委嘱する。」としている。 ○いちき串木野市いじめ問題対策委員会 ・公募はしていないが、いじめの問題に関し学識経験を有する5人に委員として委嘱している。 ・設置要綱では、「委員は、いじめの問題に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。」としている。	学校教育課	—	・委員会等の目的や性質を考慮すると、高い専門性と知識を要する人材が望ましい。それを踏まえて、関係する各種団体に委員を推薦していただき、選任する。	—

○いちき串木野市いじめ調査委員会 ・公募はしていないが、いじめの問題に関し学識経験を有する 5 人に委嘱している。 ・設置要綱では、「委員は、いじめの問題に関し学識経験を有する者のうちから、必要の都度、教育委員会が委嘱する。」としている。	学校教育課	—	・委員会等の目的や性質を考慮すると、高い専門性と知識を要する人材が望ましい。それを踏まえて、関係する各種団体に委員を推薦していただき、選任する。	—
○いちき串木野市特別支援連携協議会 ・公募はしていないが、医療機関代表者、学校関係者（市内小・中学校長、県立学校教諭、私立学校教諭、幼稚園・保育園代表）、療育関係者代表、相談機関代表者、労働行政関係、保健・福祉行政関係 17 人に委員として委嘱している。 ・設置要綱では、「委員は、医療機関代表者、相談機関、療育機関代表者、学校等機関代表者、保健・福祉・労働行政代表者、その他教育委員会が必要と認める者」のうちから教育委員会が委嘱する。」としている。	学校教育課	—	・協議会等の目的や性質を考慮すると、高い専門性と知識を要する人材が望ましい。それを踏まえて、関係する各種団体に委員を推薦していただき、選任する。	—
○いちき串木野市地域部活動推進協議会 ・公募はしていないが、市立中学校長、市スポーツ協会代表等 15 人に委員として委嘱している。 ・設置要綱では、「別表に掲げる者」のうちから教育委員会が委嘱する。」としている。	学校教育課	—	・協議会等の目的や性質を考慮すると、様々な分野から高い専門性を要する人材を招集する	—

【別表】 市立中学校長、市スポーツ協会代表、市スポーツ少年団本部代表、市PTA連絡協議会代表、市教育委員会委員代表、市中学校体育連盟理事代表、市中学校文科系部活動顧問代表、市文化協会代表、教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、その他教育委員会が必要と認める者			必要がある。それを踏まえて、関係する各種団体に委員を推薦していただき、選任する。	
○いちき串木野市立学校給食センター運営委員会（年2回開催） ・学校給食センター運営委員会規則に基づき、関係団体等から推薦を受けた者に委員を委嘱している。	学校給食センター	—	今後も委員の委嘱については、規則に基づき行っていく。	—

審議会からの意見	・教育委員会の中で「高い専門性と知識を要する人材が望ましい」ので公募をしていないとあるが、公募したら応募してくれる可能性もあると思う。最初から公募をあきらめるべきではない。
審議会としての評価（外部評価）	☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☒ 必ずしも十分でない ☐ 不十分

(市民自治活動への参画等) 第 19 条 市民は、共同体意識を持って生活を営む一定の地域において、市民が主役となって、地域を取り巻くさまざまな課題に取り組む活動(以下「市民自治活動」という。)の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参画するよう努めます。 2 市民は、自治公民館、各種団体及び次条第1項に規定するまちづくり協議会等による活動への参画と支援に努めます。 3 市は、市民が行う自主的・主体的な市民自治活動を尊重し、必要に応じてこれを支援するものとします。				
点検項目 自治公民館、まちづくり協議会の状況	担当課	課題	今後の取組	内部評価 ※次の4つのいずれかに ○を付ける
【自治公民館】 ・自治公民館建設整備事業補助金 ・安全灯設置補助金 ・公民館等放送施設補助金 ・自治公民館運営補助金 ・公益活動に係る公用自動車、備品の貸出 ・コミュニティ自動車の貸出 【まちづくり協議会】 ・地区まちづくり協議会運営補助金 ・地区まちづくり協議会嘱託員設置補助金 ・まちづくり計画事業補助金 (ソフト事業、ハード事業)	まちづくり防災課	少子高齢化や担い手不足、住民ニーズの多様化・複雑化等で、自治公民館、まちづくり協議会の運営問題や地域課題の解決に苦慮する事案が多くなっている。	市まちづくり連絡協議会で情報共有、連携しながら、支援を継続していく。	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分

審議会からの意見	・安全灯設置補助金について、別の公民館の区域に立ててもらいたいが、負担等を考えると難しい。
審議会としての評価 (外部評価)	☐ 妥当 ☒ 概ね妥当 ☐ 必ずしも十分でない ☐ 不十分

(まちづくり協議会の権能)

第 21 条 まちづくり協議会は、市長から、市の総合計画の策定その他必要と認める事項について求めがあった場合、自らの地域に係る事項について調査審議し、意見を述べるものとします。

2 まちづくり協議会は、自らの地域において行われる身近な市の施策等について組織の決定を経て、市長へ提案することができます。この場合において、市長は、長期的・広域的な観点等から調整が必要な場合を除いて、まちづくり協議会の提案を尊重するものとします。

3 市長は、地域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める市の施策について、該当するまちづくり協議会と事前に協議するものとします。

4 市長は、地域のまちづくり協議会に委託することが有効と認める市の事業について、該当するまちづくり協議会が受託する意思を決定した場合はその決定を尊重します。

点検項目 地区説明会の開催状況、市の事業委託の状況 など	担当課	課題	今後の取組	内部評価 ※次の4つのいずれかに○を付ける
令和2年度から3年度にかけて、市内全16地区に、地区内の空き家実態調査を事業委託した。実績については別紙のとおり。	企画政策課	・空き家軒数、空き家に関する課題は、今後増加傾向にあるため、継続して実施していく必要がある。 ・実態調査により明らかになった空き家の流通促進や、補修、解体等を促進する必要がある。	・引き続き、地区との協働により、つぶさに実態を把握していくとともに、空き家の活用や環境の適正化についても検討していく。	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分

○市まちづくり連絡協議会定例会 (令和5年度 10回開催) ・各地区のまちづくり協議会と交流センター指定管理業務委託、広報紙等配布業務委託により、効率的に事業を行っている。	まちづくり防災課	特になし	今後も継続実施	・妥当 概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
障害福祉に係るサービスや重層的支援体制整備事業のアウトリーチを通じた取組等を行うにあたり、個別に契約が必要な事業について、対象サービスを行う事業所及び業者と委託契約を締結の上事業を行っている	福祉課	サービス利用者が増加傾向にある事業について、予算の確保が課題となる	今後も継続して行う	妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
各地区のまちづくり協議会に健康づくり(特定健診受診率アップ)事業業務委託契約を結び、効率的に事業を行っている。	健康増進課 (保険給付係)	・個人情報保護の観点から積極的な受診勧奨活動が難しくなっている。 ・公民館長等の交代により業務の引継ぎが上手くなされていない。	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近年受診率が減少傾向にあるため、受診率アップに向け引き続き効果的な受診勧奨を行えるよう方策を検討していく。	・妥当 概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
○都市公園等維持管理委託 ・中央地区まちづくり協議会 (塩田第2公園指定管理) ・野平地区コミュニティ協議会 (新田公園指定管理) ・れいめい羽島協議会	都市建設課	樹木伐採等、まちづくり協議会では対応できない業務が発生することがある。 (その際は、別業者に依頼している。)	現状維持	・妥当 概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分

(サニタリーパーク維持管理業務委託)				
上名交流センター講座開設委託	社会教育課	講座内容の検討・運営	情報共有を行い、アンケートを実施するなどして連携して実施する	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分

審議会からの意見	・企画政策課の空き家実態調査について「概ね妥当」となっているが、長年放置されている空き家に関して、強制執行ができるような条例を作るなどの取り組みをしてほしい。 ・健康増進課の点検項目の中で、「健康づくり事業業務委託契約を結び、効率的に事業を行っている」とあるが、形式的に契約を結んであるだけで、特定健診の受診率アップにつながっているのか疑問である。 ・特定健診について、第1は本人の病気の早期発見のためであって、交付金のためとか受診率アップは2の次である。			
審議会としての評価 (外部評価)	☐ 妥当 ☒ 概ね妥当 ☐ 必ずしも十分でない ☐ 不十分			